

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿屋市長

市町村名 (市町村コード)	鹿屋市 (46203)
地域名 (地域内農業集落名)	神野、鶴峰東・鶴峰西、鶴峰中地区 (大川、永野牧、神野西、神野東、市之渡、砂ヶ野、横井坂、水流、黒羽子、荷掛、角野、東原、飴屋敷、上車田、下車田、永山、平瀬、筒ヶ迫、立元、木浦、金山、真戸原、上苦野、下苦野、東大牟礼、西大牟礼、中大牟礼、鏡原、門前、新地、中福良、白坂、石場、西迫、)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、畑は基盤整備実施済みであり、現在、肝属中部畑かん事業を実施中である。今後は、畑かん水を活用し、露地園芸や施設園芸など畑地の高度利用を推進する必要がある。水田については、山間部に位置しており、棚田等の狭小な水田が多くみられるが、ほ場整備実施済みの水田が大部分を占めており、高度利用を図っていく必要がある。</p> <p>一方で、地域の共通の課題であるが、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】                  農業従事者の平均年齢:67.6歳                  農業者:120人(うち50歳代以下14人)、経営体数:65(うち法人経営体2)                  中山間地域等直接支払交付金協定集落:7集落                  主な作物:水稲、さつまいも、かぼちゃ、ピーマン、ごぼう、ダイコン</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>担い手農家の農業経営の効率化を図るため農地の集積・集約化を進め、スマート農業の導入や畑地における新規の作付作物の導入を図る。また、耕作放棄地発生防止のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。</p>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	180.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	180.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>地域計画の区域内の農地のうち、都市計画区域の用途地域内の農地を除き、農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
---

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の意向を確認し、貸付希望農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、各種の農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市全体の方針として、市農業公社の研修機能の強化など新規就農者の研修受入体制を強化し、本市における農業の中核的な担い手となる新規就農者や後継者の育成を推進する。また、新規就農者としてのU・I・Jターン者等を積極的に募集するとともに、集落営農組織や農福連携など多様な事業体の参画を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、農業者のニーズに応じた農作業をJA肝付吾平町農業管理センターへ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①関係機関等との連携による捕獲活動の強化や忌避作物の栽培普及による鳥獣被害の防止を推進する。
- ③関係機関・団体との連携によりスマート農業機械・設備の導入を支援し、先端技術を活用した稼ぐ生産環境の整備を推進する。
- ⑦日本型直接支払交付金を活用した地域の共同活動及び集落営農活動を支援する。